○農林水産省告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県日南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県裾野市深良字笹ノ日向四二二一の二七

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区龍山町大嶺字釜ケ沢一〇五〇の一〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町上名野川字カライケ一七三〇の一八・一七三〇の五一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市蒲江大字野々河内浦字タルハン九七〇の九〇・九七〇の九五・九七〇の九六（以上三筆国有林）、九七〇の九一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県玖珠郡玖珠町大字山浦字大原野二四八九の一七

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市大字長谷字カバ河内一七九四の六（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三十一号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十二年一月四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

高知県小北川（Ⅱ）地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱六号から奥入川に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

高知県土佐郡大川村
大字小麦畝字赤滝　八九番三　標柱一号
七六番一　標柱二号
七六番三　標柱三号
大字小麦畝字弓ノ山　一五二番五　標柱四号
七五番一　標柱五号
一三六番二　標柱六号

○農林水産省告示第三十二号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十二年一月四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

岩手県ニゴリ沢地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線、標柱七号から既指定区域の境界線に沿って標柱九号に至る線、標柱九号と標柱十号を結んだ線及び標柱十号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱十一号から既指定区域の境界線に沿って標柱十二号に至る線、標柱十二号と標柱十三号を結ぶ線、標柱十三号から既指定区域の境界線に沿って標柱十四号に至る線、標柱十四号から標柱二十八号までを順次結んだ線及び標柱二十八号から標柱十一号に至る線に囲まれた区域

岩手県一関市厳美町
字板川　一八四番一　標柱一号
一七六番　標柱二号
一八五番九　標柱四号
標柱五号
字長根　九〇番四一　標柱六号
九〇番四五　標柱七号
字板川　一八五番三六　標柱八号
一八番一　標柱九号
一八五番三九　標柱十号
標柱十一号
一八五番一一六　標柱十二号
一八五番一一〇　標柱十三号
一八五番四二　標柱十四号
標柱十五号
字市野々原　八二番二地先　標柱十六号
標柱十七号
標柱十八号
八二番一地先　標柱十九号
七九番一　標柱二十号
標柱二十一号
八〇番七　標柱二十二号
標柱二十三号
一九番一　標柱二十四号
標柱二十五号
標柱二十六号
一九番一地先　標柱二十七号
一八五番四一　標柱二十八号
字板川

○国土交通省告示第一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年一月四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録建築物調査機関の名称　株式会社日立建設設計

二　住所　東京都千代田区麹町三丁目五番地

三　代表者氏名　代表取締役　今田　哲夫

四　登録年月日　平成二十一年十二月十七日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地　株式会社日立建設設計本社　東京都千代田区麹町三丁目五番地

○中部地方整備局告示第一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年一月四日

中部地方整備局長　富田　英治

一　登録番号　中部地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人愛知県建築住宅センター